

大山崎町公共工事の前金払の率の変更及び中間前金払制度の導入について

標記のことについて、請負業者の資金調達の円滑化を図り、公共工事の品質確保及び下請業者への適切な支払いに寄与するため、前金払の率を変更し、また、中間前金払制度を導入いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 前金払の率の変更

大山崎町が発注する建設工事における前金払の率について、下記のとおり変更するものとしします。

なお、前金払の対象は、請負金額が200万円以上の建設工事とし、前金払の支払い額は5,000万円を限度額とします。

変更前	請負金額の3割以内
変更後	請負金額の4割以内

※土木建築に関する工事の設計及び調査等については請負金額の3割以内の前払金を支払うものとしします。

2. 中間前金払制度

大山崎町が発注する建設工事において、前払金（請負金額の4割以内）に加え、施工中間時期にさらに請負金額の2割以内（上限2,500万円）の前払金を受け取ることができる制度です。

(1) 対象工事及び請求条件

【対象工事】

当初契約における請負金額が200万円以上の建設工事で、かつ、既に前払金の支払いを受けている工事

【請求条件】

以下の全ての条件を満たしている必要があります。

- ①工期の2分の1を経過していること
- ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ③既に行われた当該工事に係る作業に要した経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること

(2) 手続きの流れ

中間前金払の請求等の流れは以下のとおりです。

①認定の請求（受注者）

受注者は、中間前金払認定請求書及び工事履行報告書を発注者へ提出

②認定調書の交付（発注者）

発注者は、受注者が中間前金払を請求するための要件を具備していると認めるか否かについて、認定調書を交付

③中間前払金の請求（受注者）

発注者が中間前払金の請求を認めた場合は、請求書及び中間前払金保証証書を発注者へ提出